

一時帰国する海外在留邦人等向けワクチン接種事業におけるアストラゼネカ製ワクチンの接種開始

令和3年8月14日
在スラバヤ日本国総領事館

- アストラゼネカ(AZ)製ワクチンの日本国内使用が認められたことを受け、現在実施中の海外在留邦人等向けワクチン接種事業においても、8月25日から、既に居住地でAZ製のワクチンを1回接種している方等、条件を満たす希望者の方に対し、AZ製ワクチンの接種が開始されます。

1. 本事業の対象者のうち、以下(1)又は(2)の条件を満たす方は、成田空港及び羽田空港において、AZ製ワクチンの接種が可能となります。

(1)既に居住地でAZ製のワクチンを1回接種している方で、何らかの事情により居住地で2回目の接種を受けることに懸念等を有する方

本事業で2回目接種のみ受けることとなります。接種会場にて、既にAZ製のワクチンの1回目接種を終えており、必要な接種間隔を満たしていることを示す書類の提示が必須となります。1回目接種を終えていることを示す書類の提示がない場合、ワクチンの種類や接種間隔を確認できないため、接種をお断りいたしますのでご注意ください。

(2)ポリエチレングリコールに対するアレルギー等により、mRNAワクチン(ファイザー製のワクチン)を接種出来ない方であって、何らかの事情により居住地で接種を受けることに懸念等がある方

基本的に、本事業で1回目・2回目の双方の接種を受けることとなります。本事業で1回目接種のみ受けることはできません。

2 本事業でAZ製ワクチンの接種を希望する方は、8月18日(水)正午(日本時間)以降、以下の特設サイトを通じて事前に接種予約をする必要があります。なお、AZ製のワクチンの接種は原則として毎週水曜日に行われます。

<https://mar.s-kantan.jp/mofa-v-u/>

3 詳細は以下の外務省ホームページを御覧ください。

<https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/vaccine.html>

4 なお、AZ製のワクチンは巡回接種においては使用しません。(了)